広聴力 宇城市の耳🗑

erress [

8.0

Address.

宇城市

ST COME.

宇城のホームページをアクセス

E RAMA E

....

+1010BC/

* SATISATION OF

ERGENIS

MANAGEMENT OF THE PROPERTY AND ADDRESS.

うきうき広場をクリック (右上)

 \blacksquare

うきうき広場の画面へ

することが 情 報を市 まち 民と共有 づく ij

字城市には、市民の皆さんからたく さんの意見が寄せられています。苦情 さんの意見が寄せられています。苦情 さまざま。そっと耳をすますと、そこ からまちづくりのヒントがたくさん聞 こえてきます。でも、なかにはどうやっ て意見したらよいかわからない人もお て意見したらよいかわからない人もお でれるのではないでしょうか。そこで、 られるのではないでしょうか。そこで、 組んでみました。今月号は「広聴力」

地方分権が進む中、全国の自治体には自己責任、自己決定のまちづくりが求められています。同じような政策を展開しても、必ずしも宇城市でうまくいくとは限りません。宇城市らしいまちづくりを進めていくために、行政に対して出された意見や要望を施策に反映させることが大切です。

کے を市役所と市民の皆さんが共有すは、さまざまな問題や課題などの宇城市が掲げる協働のまちづく そのために広報紙や か 2ら始まり ます ホ \sim

ま

びせん

か

に

あ

る

市

民

0

声

通便

になってきます。 だを的確にとらえるただない。皆さんが 高い情報を提供することが求められまちづくりを考えるのに十分な、質懇談会や説明会などで市民の皆さん

> 4 1

それ以外の用紙でも大丈夫です。 しかし、最近よく見かけられるのが 匿名での投かん。せっかく良い提案や、 行政から回答をしたくても連絡先の記 入がないと、どうしようもありまっ 名前と住所、電話番号こっ スなど、お忘れこ

B

 λ 記

4

9

名前と住所、電話番号にメールアドレスなど、お忘れにならないようにお願いします。集まったご意見は、各担当課に振り分けられ、係長、課長、次悪、部長、副市長、市長へと回覧します。 長、部長、副市長、市長へと回覧します。 で目を通しています。

す

しまっては、まともに進むことができのような関係です。どちらかが欠けてのような関係です。どちらかが欠けての人の意見や要望などを聞くことを言めたし、行政機関などが広く一般 ません ん。

のいの

字城市(・、度」、「まちづくり市! ・、度」、「まちづくり市! ・を コトーク」、「行政懇談会」 がまた、「市民の声直通便」やインまた、「市民の声直通便」やインまた、「市民の声」があります。 グ・コメント)を設置。広聴の種類を増やして、市と市民の皆さんがパートーとなって、誰もが気軽にまちづくっとなって、誰もが気軽にまちづくっとなって、誰もが気軽にまちづくっとなって、さいと考えています。

通便」

を利用、

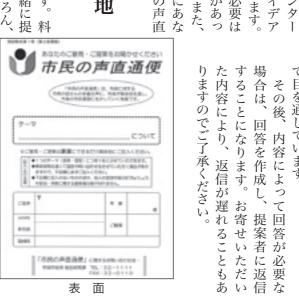
してみませんか。

ため、広葉のでは共有しては共有しては、 広聴が必要 大有したとは の情報 るこ まのが あ な 用 し た 7 0 3

市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター市内各支所、公民館、福祉センター

,城市 耳 を各

宇



市民の声音通便」Cersenvaces THE RESIDENCE TO L. 12-1111 THE 12-0110 表 面

域に 配 置の

案用紙を用意しています。もちろん、金後払い(市負担)の封筒と一緒に提金の利用方法はとても簡単です。料

HARRY SERVICE 111155 ■ RECKE / - 2771-3 S adea **B** 816 市民の声(中央)をクリック

入力して確認ボタンをクリック

提言内容の入力画面へ

Paner

AR

基市本の

-577

受付期間 原則20. 公表の方法 ホーム

や間違いがないようにお願いします。っている部分がありますので、記入漏れっている部分がありますので、記入漏れそって入力してください。必須項目にな民の声』というボタンが出てきます。こ民の声』というボタンが出てきます。こ ゚漏に」。。。 れなにこ市

で「クリック」 してく 以上の入力が完了-したら、 最後に「送電認画面」

提案者に回答を返信することになります理を行い、回答が必要と判断した場合はこちらも、「市民の声直通便」と同じ処信」すると手続きが完了します。

パ住 ブ 民 参 IJ ッ ク 0 新 • コ X (1) 手 ン ŀ 意 見公募制度

「バート」です。

『うぉ

 Δ

 \sim

上の列に

リます。

そこを「ク

ý と

。 場』とい ・ ジにアク

クラセ

してくださ

でェ

すブ前

版の

心です

゜ジ

もで

ち紹 ろ介

んし

その市

手 民

順も声

簡単ウ

イ ン

夕

ネ

'n

ŀ

を利

用

た

市

民

0

击

41

7 ()

たら

今

す

市がさまざまな政策や条例を作る途中に、市民の皆さんの意見を募る制度を意見公募手続(パブリック・コメント)といいます。 市が条例などの法律の制定や、重要な施策を決めるときに、ホームページなどを通してその素案を公表し、皆さんから意見を募ります。市民の皆さんんから意見を募ります。市民の皆さんんから意見を提出することになります。これにより、施策のスタートの段階から市民の意見が採り入れられることができます。

意見公募制 度 0 大ま か な流 n

本方針を定めて る条例 など関す

ムペ

ジ 0)

掲載、

☎問

説明します。 修正した場合は、その内容と冊方の公表を行います。また、原提出された意見や意見に対する

総合政策課行政経営室 6

●提出方法 郵便、 電子 ご意見をお待ちし ル ています

れない理由を説明します。れない場合は、市の考え方、採り入正を行います。また、意見を採り入正を行います。

で理由を